

## 第22回 府中市農業委員会総会議事録

- 1 開 会 平成28年4月28日(木) 午後2時54分  
閉 会 平成28年4月28日(木) 午後4時10分  
場 所 市役所北庁舎3階第3会議室

### 2 会議録署名委員

- 9番 松村良夫 委員  
10番 河内邦男 委員  
5番 石阪 脩 委員(会長)

### 3 出席委員

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 市川耕作 委員  | 2番 須山卓知 委員  |
| 3番 高野茂久 委員  | 4番 加藤雅大 委員  |
| 5番 石阪 脩 委員  | 6番 市川禎明 委員  |
| 7番 菊池伸明 委員  | 8番 川辺初太郎 委員 |
| 9番 松村良夫 委員  | 10番 河内邦男 委員 |
| 11番 高野昌典 委員 | 12番 高野祐一 委員 |
| 13番 高木好文 委員 | 14番 都築 一 委員 |
| 15番 鹿島一夫 委員 | 16番 住崎岩衛 委員 |
| 17番 澤井泰造 委員 | 18番 田中 繁 委員 |
|             | 20番 朝倉泰則 委員 |

### 4 欠席委員

- 19番 横田 実 委員

### 5 議 長

- 5番 石阪 脩 委員(会長)

### 6 事務局(説明員)

石川裕三局長 加藤泰幸主査 高田量範事務職員 榎澤有一事務職員

## 議 事 日 程

- 1 会期の決定について
- 2 会議録署名委員指名について
- 3 第1号議題 報告 農地の転用届出について（農地法第4条関係）
- 4 第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について  
（農地法第5条関係）
- 5 第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 6 第4号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
- 7 第5号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 8 その他
  - （1）平成28年度府中市農業委員会活動計画（案）について
  - （2）平成28年度農業振興事業の概要について
  - （3）平成27年度農地法関係審査件数について
  - （4）4月度活動報告について
  - （5）次回以降の開催
  - （6）その他

午後 2 時 5 4 分開会

○議長（石阪委員） 皆さんこんにちは、定刻少し前ですが、本日出席予定の方は皆さんお揃いになりましたので、ただ今から第 2 2 回府中市農業委員会総会を開会いたします。

○議長（石阪委員） 本日は、19 番横田委員さんから、公務により欠席との連絡が入っております。

出席者の人数は、定足数に達しておりますので、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

会期につきましては、議案の都合により、本日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（異議なしの声）

○議長（石阪委員） ご異議がないようですので、会期は、本日限りといたします。

次に、会議録の署名委員についてですが、慣例により、議席の順番に指名させていただきます。よろしいでしょうか。（異議なしの声）

○議長（石阪委員） ご異議がないようですので、今回は 9 番松村委員さん、10 番河内委員さんをお願いいたします。

それでは、「第 1 号議題 報告 農地の転用届出について」を議題とします。報告件数は 1 件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、第 1 号議題、報告、農地の転用届出について、農地法第 4 条関係。

第 1 項、届出者は、小金井市貫井南町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は、新町〇の〇〇の〇、〇の合計 2 筆、410 平方メートル。届出書が到達した日は、平成 28 年 4 月 15 日。転用の目的は駐車場となっております。

2 ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、菊池委員さんをお願いしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第 1 項、菊池委員さん如何でしょうか。

○委員（菊池委員） はい、こちらは、現地確認しましたが、何ら問題はございませんので異議ありません。

○議長（石阪委員） 他に、ご質問等ございますか。（異議なしの声）

ご質問等がないようですので、第 1 項については報告を了承することといたしま

す。

次に、「第2号議題 報告 農地の転用のための権利移動届出について」を議題とします。報告件数は2件です。事務局から第1項、第2項の説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第2号議題、報告、農地の転用のための権利移動届出について、農地法第5条関係。

第1項、譲り受け人は小平市鈴木町〇の〇〇〇の〇〇、〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は本宿町〇の〇〇の〇、〇〇〇、土地の所在は、西府町〇の〇〇の〇、〇〇、〇〇の合計3筆、460平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成28年3月17日、転用の目的は建売住宅2棟となっております。

2ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、朝倉委員さんをお願いしております。

第2項、譲り受け人は武蔵野市吉祥寺本町〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇、譲渡人は若松町〇の〇〇の〇、〇〇〇、土地の所在は、若松町〇の〇〇の〇、〇、〇〇、〇〇の合計4筆、1,124平方メートルで、所有権の移転でございます。届出書が到達した日は、平成28年3月17日、転用の目的は建売住宅11棟となっております。

4ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、河内委員さんをお願いしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第1項、朝倉委員さん如何でしょうか。

○委員（朝倉委員） はい、現地を23日に確認に行きました。もう工事が始まっていた。特に問題はございません。

○議長（石阪委員） はい、第2項、河内委員さん如何でしょうか。

○委員（河内委員） はい、4月の18日に現地を確認しております。現在、重機等が入って開発中です。昨年、相続があり、やむを得ないと思います。問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、他にご質問等ございますか。（異議なしの声）

はい、ご質問等ないようですので、第1項第2項の報告を了承することといたします。

次に、「第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とし

ます。証明願の件数は1件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第3号議題 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第1項、次の者が相続税の納税猶予に関する適格者であることを証明する。申請者、相続人、日新町○の○の○、○○○○○、申請者、被相続人、同所、○○○○、特例適用農地は、日新町○の○○の○から○、○○の○から○○、○の○の○○から○○の合計17筆、田、5,276平方メートル。

2ページから4ページは○○氏から提出された証明願、特例適用農地等の明細書、営農確約書で、5ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、松村委員さんをお願いをしております。以上よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第1項、松村委員さん如何でしょうか。

○委員（松村委員） はい、現地確認してまいりました。案内図一番上は田んぼになります。真ん中と下側は用水を挟んで両方とも梨畑です。いずれも肥培管理は良好で問題ございません。

○議長（石阪委員） はい、他に、ご質問等ございますか。（異議なしの声）

ご質問等がないようですので、本件については証明することといたします。

次に、「第4号議題 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」を議題とします。証明願の件数は2件です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（榎澤事務職員） はい、会長、第4号議題、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について

第1項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。申出者、美好町○の○の○、○○○○、美好町○の○の○、○○○○○、八王子市南大沢○の○、○の○○○、○○○○、美好町○の○の○、○○○、府中町○の○の○、○○○○○○○○○○、○○○○○、川崎市麻生区金程○の○○の○、○○○○○、川崎市多摩区菅馬場○の○の○○、○○○○、矢崎町○の○○の○、○○○○○の8名、被申出者、主たる従事者、美好町○の○の○、○○○○○、買取り申出地は矢崎町○の○○の○、田、654平方メートル。

第2項、次の者が当該生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明する。申出者、白糸台○の○○の○○、○○○○○、被申出者、主たる従事者、同所、○○○、買取り申出地は押立町○の○○の○から○、○○の○、白糸台○の○○の○、

○、○の一部の合計8筆、田と畑と山林を合わせて3,096平方メートル。

3ページから5ページは○○○○氏他7名から提出された証明願、○○氏以外の署名、捺印、買取り申出生産緑地の明細書で、6ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、高野祐一委員さんをお願いしております。

7、8ページは○○氏から提出された証明願、買取り申出生産緑地の明細書で、9、10ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は、鹿島委員さんをお願いしております。以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第1項、高野祐一委員さん如何でしょうか。

○委員（高野祐一委員） はい、現地確認いたしました。現在、さやえんどう、玉ねぎ他数種類の野菜が栽培されており、肥培管理もよく問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第2項、鹿島委員さん如何でしょうか。

○委員（鹿島委員） はい、4月24日に現地確認をしてきました。押立の方は田んぼで、今は何もなくきれいになっていました。白糸台の方はビニールハウスがあり、回りもきれいに管理されており、問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、他にご意見等ございますか。（異議なしの声）

ご意見等ないようですので、第1項第2項については、証明することといたします。

次に、「第5号議題 引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。証明願の件数は11件です。今回は申請件数が多いので、2回に分けて審議したいと思います。まず、事務局から第1項から第6項まで続けて、説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、第5号議題、引き続き農業経営を行っている旨の証明について

第1項、次の者が平成25年5月2日から平成28年3月16日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。申請者、日新町○の○の○、○○○○、土地の所在は日新町○の○の○、○、○、○○、○の○の○、○の合計6筆、畑、2,339.66平方メートル。

第2項、次の者が平成25年6月4日から平成28年4月11日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。申請者、西府町○の○の○、○○○○、土地の所在は西府町○の○○の○○、畑、840.09平方メートル。

第3項、次の者が平成25年3月15日から平成28年4月10日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。申請者、四谷〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は四谷〇の〇〇の〇〇、〇〇、〇〇、〇の〇〇の〇の一部、〇〇の〇、〇の〇〇の〇の一部の合計6筆、田と畑を合わせて、1,593.43平方メートル。

2ページに移りまして、第4項、次の者が平成25年4月11日から平成28年4月10日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。申請者、四谷〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は四谷〇の〇〇の〇、〇〇の合計2筆、田、882平方メートル。

第5項、次の者が平成25年4月17日から平成28年4月17日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。申請者、四谷〇の〇〇の〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は四谷〇の〇〇の〇〇、〇〇、〇の〇〇の〇、〇〇、〇〇の合計5筆、畑、1,931平方メートル。

第6項、次の者が平成24年12月11日から平成28年4月13日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。申請者、白糸台〇の〇〇の〇、〇〇〇、土地の所在は白糸台〇の〇〇の〇〇、〇〇、〇〇の合計3筆、畑、399平方メートル。

5ページに移りまして、5ページから7ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、ぶどうを生産しています。8ページの案内図は当該地を示しております。

9ページから11ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、栗を生産しています。12ページの案内図は当該地を示しております。

以上、第1項第2項の現地の確認は松村委員さんをお願いしております。

13ページから16ページは〇〇〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。17ページの案内図は当該地を示しております。

18ページから20ページは〇〇〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、お米を生産しています。21ページの案内図は当該地を示しております。

22ページから24ページは〇〇〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出

書、農業経営に関する明細書で、柿、野菜等を生産しています。25ページの案内図は当該地を示しております。

以上、第3項から第5項の現地の確認は市川禎明委員さんをお願いしております。

26ページから28ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。29ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は都築委員さんをお願いしております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第1項と第2項、松村委員さん如何でしょうか。

○委員（松村委員） はい、まず第1項でございますが、道路を挟んで2箇所に分かれています。いずれも、ぶどう畑で肥培管理も良好で問題ありません。次の第2項ですが、こちらは14日に見てきました。栗畑で緑肥が蒔かれておりまして、管理は良好になされており問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第3項から第5項、市川禎明委員さん如何でしょうか。

○委員（市川禎明委員） はい、第3項ですが、野菜畑と田んぼになっておりまして、肥培管理も良く問題ありません。次に4項ですが、当該地は四谷のまとまった水田地帯の一つの中に位置しており、適正に管理されています。次の第5項ですが、自宅前の畑は柿を栽培しております。南側の畑は果樹と野菜を栽培しており、肥培管理も良好で、問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第6項、都築委員さん如何ですか。

○委員（都築委員） 現地の確認をしたところ、数本の栗が植えてあり、それ以外は畑となっていて問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、他に、ご意見等ございますか。（異議なしの声）

ご意見等がないようですので、第1項から第6項については証明することといたします。

それでは、次に、第7項から第11項までの説明をお願いします。

○事務局（樫澤事務職員） はい、それでは第5号議題の2ページに戻りまして、2ページの下の方、第7項、次の者が平成25年3月27日から平成28年4月13日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。

3ページに移りまして、申請者、本宿町〇の〇〇の〇、〇〇〇、土地の所在は西原町〇の〇〇の〇、〇、〇〇の〇、〇、〇〇の〇、日新町〇の〇〇の〇、〇〇の〇



の合計7筆、畑、2, 603.08平方メートル。

第8項、次の者が平成25年3月27日から平成28年4月13日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。申請者、本宿町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は本宿町〇の〇〇の〇、〇の合計2筆、畑、1, 847平方メートル。

第9項、次の者が平成25年3月27日から平成28年4月13日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。申請者、本宿町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は分梅町〇の〇〇の〇、畑、1, 309平方メートル。

4ページに移りまして、第10項、次の者が平成25年4月5日から平成28年4月14日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。申請者、西府町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は住吉町〇の〇の〇、〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の合計6筆、畑、455.08平方メートル。

第11項、次の者が平成25年5月3日から平成28年4月14日まで、引き続き農業経営を行っていることを証明する。申請者、押立町〇の〇〇の〇、〇〇〇〇、土地の所在は押立町〇の〇〇の〇、〇の合計2筆、畑、740平方メートル。

30ページをお開きください。30ページから34ページは〇〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、栗を生産しています。35、36ページの案内図は当該地を示しております。

37ページから39ページは〇〇〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。40ページの案内図は当該地を示しております。

41ページから43ページは〇〇〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。44ページの案内図は当該地を示しております。

以上、第7項から第9項の現地の確認は朝倉委員さんをお願いしております。

45ページから47ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。48ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は澤井委員さんをお願いしております。

49ページから51ページは〇〇氏から提出された証明願、税務署への届出書、農業経営に関する明細書で、各種野菜を生産しています。52ページの案内図は当該地を示しております。現地の確認は川辺委員さんをお願いしております。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。第7項から第9項、朝倉委員さん如何でしょうか。

○委員（朝倉委員） はい、第7項ですが、どちらも栗が植えられており問題ありません。第8項は一部にねぎが植えられ、その他は夏野菜の準備がされ、きれいに管理していて問題ありません。第9項ですが、こちらは現在じゃがいもが植えられており、こちらもしっかり管理されており、問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第10項、澤井委員さん如何ですか。

○委員（澤井委員） はい、4月22日に現地の確認をしました。当該地はじゃがいも、ねぎ等野菜が栽培され、問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、第11項、川辺委員さん如何ですか。

○委員（川辺委員） はい、4月24日に現地の確認に行ってきました。畑には、じゃがいも、玉ねぎ等が植えてありました。草もなく、非常に良く肥培管理がなされおり問題ありません。

○議長（石阪委員） はい、他に、ご意見等ございますか。

○委員（河内委員） 確認したいのですが、第7項ですが、栗が植えてあるとなっていて、大部分が生産量0というのはどうしてでしょうか。

○事務局（樫澤事務職員） はい、会長、ここは東八道路収用の代替地で、まだ栗の木を植えたばかりなので、収穫は出来なかったと聞いています。

○議長（石阪委員） はい、よろしいですか。（はいの声）

他に、ご意見等ございますか。（異議なしの声）

ご意見等がないようですので、第7項から第11項については証明することといたします。

次に、8その他に入ります。（1）「平成28年度府中市農業委員会活動計画（案）について」を事務局から説明をお願いします。

○事務局（石川事務局長） はい、会長、それでは、資料ナンバー1をご覧ください。平成28年度府中市農業委員会活動計画（案）につきまして、ご説明させていただきます。

最初に目標を記載のとおり定めております。

次に1の基本方針といたしましては、2月に行われた第57回東京都農業委員、農業者大会で採択された決議を、本市でも推進してまいります。

2の活動方針は、記載のとおりとし、生産緑地追加指定を推進することとしてお

ります。次の重点活動といたしまして（１）農業者の意見集約と関係行政機関等への意見の提出については、農業委員会において、記載のとおり農業者の意見集約をし、関係行政機関に対し意見の提出を行ってまいります。（２）情報活動の推進では、座談会の開催、農業委員会だよりの発行などを積極的に進めます。

３の統一活動の（１）農業委員会組織活動では、１、担い手の育成と農業経営支援活動を推進してまいります。２、農業と市民との架け橋活動の推進してまいります。（２）農業委員日常活動としては、１、農地の肥培管理と利用促進。２、農業委員活動記録カードの活用の推進。次ページに移りまして、３、農業者への支援活動を行う。４、地域農業の確立に向けた連携活動に取り組む。５、情報収集、情報活動の推進をする。以上を平成２８年度府中市農業委員会活動計画としてよろしいでしょうか。以上でございます。

○議長（石坂委員） はい、説明が終わりました。ご質問等ございますか。（…）

ご質問等がないようですので、案を消して平成２８年度府中市農業委員会活動計画として決定いたします。

次に、（２）「平成２８年度農業振興事業の概要について」を事務局から説明をお願いします。

○事務局（加藤主査） はい、それでは資料ナンバー２をご覧ください。平成２８年度農業振興事業の概要について、ご説明いたします。農業振興費は平成２８年度、６３，５１１，０００円で前年比１０，２２７，０００円、１９．２パーセントの増となっています。

主な事業につきまして、順にご説明いたします。１の農業まつり運営費は、３，２０２，０００円で、農業まつりと農業品評会の運営費でございます。

農業まつりは１１月１９日土曜日、２０日、日曜日に開催予定で、今回で第２７回となります。農業品評会は農業者の生産意欲の高揚と生産技術の向上を目的として、記載の６部門で実施します。

２の市民農業大学運営事業費は５７６，０００円で、農業者の指導のもと、播種から収穫まで一貫して農作業を体験する機会を設けることにより、農業の大切さを伝え、地域に根ざした都市農業の推進を図るものとなります。平成２８年度の実施予定としては、稲作コースと秋野菜コースとなります。

３の子ども農業体験推進事業は２，１８９，０００円で、子どもが農業体験をできる場を提供し、食べ物の安全性や大切さ、自然の恵みや農業の役割を伝えるもの

です。平成28年度の実施予定は、夏、秋の親子ふれあい農園、学童農園、農業プチ講座となります。

4の農作物獣害対策事業費は229,000円で、ハクビシン、タヌキ、アライグマによる農作物の獣害を防ぐため、委託業者により箱わなを設置し、捕獲した動物の駆除を行うものです。

2ページに移りまして、5の地産地消推進事業補助金は1,920,000円で、地産地消を推進する農業者が行う事業に対し補助することにより、市民還元型の農業の実現を図るものです。補助対象者は、市内で市民に対し農産物を販売している農家となります。補助対象事業としては、①農産物生産事業、②農産物供給事業、③農業施設宣伝事業で、補助率は対象経費の50%以内、補助金の上限額5万円、補助対象事業④体験農園区画整理事業の補助率は1区画につき6,000円以内、補助対象事業⑤観光農園開設準備及び体験農園開設事業費の補助率は30万円以内となっております。ただし、平成28年度は①から③は対象経費の45.0パーセント、④は1区画3,300円を補助する予定です。

6の農業経営改善対策事業補助金は9,989,000円で、農業用機械用具、農業用施設等の購入費を補助することにより、農業経営の改善を図るものです。補助対象者としては、①認定農業者、②エコファーマー、③エコ農産物生産者、④農業後継者連絡協議会会員、⑤として①から④以外の農業者となり、補助率は、①から④は事業費の2分の1以内、上限額100万円、⑤は事業費の2分の1以内、上限額50万円以内となっております。ただし、平成28年度は予算の関係上、補助率を事業費の27.5パーセント以内、トラック等の車輛については22.5パーセントとさせていただきます。

7の農業生産団体育成事業補助金は6,138,000円で、市場性を高め農業経営の安定を図るため、農業生産団体が行う生産資材、出荷資材等の共同購入に対し補助するものです。補助率は生産資材等の共同購入事業費の2分の1以内、対象団体は記載の7団体となります。

3ページに移りまして、8の農業担い手支援事業補助金は200,000円で、農業担い手が構成員として30人以上いる団体の運営事業に対し補助することにより、市内における農業の担い手の確保、育成を図るものです。対象団体は農業後継者連絡協議会となります。

9の水土里保全支援事業補助金は41,000円で、都の補助金3万円を含んで

おります。本事業は、27年度の多面的機能保全支援事業補助金の後継事業となりまして、農地の持つ環境保全等多面的機能を保全するため、水路の清掃等維持管理活動をしている団体に対し、活動費を補助するものです。対象は1団体でございます。

10の灌漑用水対策事業補助金は4,429,000円で、水稻栽培等に必要な灌漑用水の確保を図るものです。補助率は井戸ポンプ運転電気料の5分の4以内、灌漑用水の取水事業費の2分の1以内、対象団体は記載の4用水組合となります。

11の都市農地保全支援事業費は20,971,000円で、都の補助金20,571,000円を含んでおります。本事業は、農地の持つ防災等多面的機能の発揮と農地周辺的生活環境に配慮する施設整備の支援など、都市農地を保全する事業に補助するものです。補助対象事業としては、防災兼用井戸の設置や防葉シャッターの設置等となります。

12の都市農業活性化支援事業は新規事業として実施予定ですが、パワーアップ事業の後継事業となり、農業経営の改善に取り組む農業者や農業団体を支援し、都市農業の経営力の強化を図るものです。補助対象者は認定農業者又は市内の3戸以上の営農意欲のある農家で構成する農業者団体等となります。なお、28年度は予算が当初予算に計上されていませんので、補正予算にて対応していく予定です。

4ページに移りまして、13の循環型農業支援事業費は1,865,000円で、新規事業となります。従前、循環型農業普及事業費で有機堆肥や緑肥を試供品として配付していたものを、補助事業にすることにより、よりそれぞれの農業経営に合った低農薬、減化学肥料による農産物の栽培を促進するものです。

14の農業公園整備計画検討事業費は7,323,000円で、新規事業となります。これは、西府町などにある農業公園予定地に農業公園を開設するための調査や検討会を開き、基本計画を策定するものです。

15の西府用水施設対策事業費は2,700,000円で新規事業となります。

これは、劣化が指摘されている水中ポンプ等の取水施設の一体的な改修計画に基づき整備等を行うものです。

平成28年度の農業振興事業の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（石坂委員） 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

○委員（河内委員） はい、農業まつり運営費の中の品評会の関係ですが、昨年、

私も出品し、出品1点につき1000円の商品券をいただきました。聞くところによると農協から補助がでていたようで、ありがたく有効に使わせていただきました。しかし、夏野菜品表会については出品1人に対し1000円のクオカードをいただきましたが、統一性がないと感じました。私は出品1点300円くらいにして、品評会全体に統一性をもたせたらどうかと思いました。また、梨の品評会はどうしているのか、1品1品が高価なので気になりました。各品評会への出品意欲を高めるように少しでも良いので、謝礼的なものを出していただきたい。あと1点、農業者が表彰を受けた時に記念品としてカタログギフトを貰いますが、マンネリ化している面もあるので、何か他のものを出せるのか検討していただきたい。

○議長（石阪委員） はい、事務局どうですか。

○事務局（石川事務局長） はい、会長、前年は、農業まつりへの農協の協力金が理事さん方のご尽力により、大幅に増となりました。そして、この協力金はあくまで農業まつりを盛り上げた農家の皆さまに還元してほしいとのことでしたので、品評会出品謝礼は充実することが出来ました。しかし、これは農業まつりだけです。他の品評会の出品謝礼は対象外といえます。各品評会の出品謝礼については、出している場合は、それぞれの団体で出しています。梨の品評会は、団体の方で府中の梨のPRということで、出品することに重きを置き、謝礼的なものはないと認識しております。梨については、品評会后PRの一環ということで、即売会をフォーリス前で行っているところです。以上のことから統一することは大変難しいと思われませんが、カタログギフトの件も合わせて、今後の検討事項とさせていただきます。

○委員（河内委員） 秋の品評会と夏の品評会で差が出るとなると、夏の出品が減ることが考えられるので、それぞれの品評会に出品している人は農協の組合員でもあるので、農協と相談していただき、どの品評会でも出品した人への謝礼は同じようになるように検討してみてください。

○議長（石阪委員） はい、他にございますか。

○委員（市川耕作委員） 15番西府用水施設対策事業費ですが、8の灌漑用水対策事業補助金も関係すると思われませんが、去年も言いましたが、西府用水は10月から4月いっぱい止まっているのに、待機電力として電気料を支払っている訳で、なぜ電源を落とさないかが分からない。業者がシステム上できないとっているらしいが、電源は落とせるはずなので、無駄なお金を払っていると思っています。

○事務局（石川事務局長） 西府用水の待機電力の件は、施設制御のパソコンのバックアップの電気料ということで、それだけグレードの低いパソコンであるということです。西府用水では、多摩川から取水した水を枡にためて、そこからポンプ3台で順にくみ上げる方式を取っていますが、設置後10年以上が経ち、ポンプの改修が必要となりました。しかし、ポンプは高額である事から、一度に改修はできないので、数年をかけて1基ごとに行うようになりました。その際のどこかでパソコンも更新する予定です。

○議長（石坂委員） はい、他にございますか。（…）

ご質問等がないようですので、次に、（3）「平成27年度農地法関係審査件数について」を事務局から説明をお願いします。

○事務局（高田事務職員） はい、会長、それでは、平成27年度1年間の農地法関係の審議件数について報告します。

資料ナンバー3をご覧ください。

まず（1）農地法3条については、4件、4筆、1,249.38㎡の許可をいたしました。

（2）の農地法4条につきましては、18件、31筆、10,564.87㎡の届出があり、主な転用目的は、専用住宅、共同住宅、駐車場等です。

（3）の農地法5条につきましては、34件、56筆、14,618.40㎡の届出があり、主な転用目的は、建売住宅、共同住宅等になっています。

（4）の農地法18条の解約届出は1件、2筆、827.96㎡の届出がありました。

ちなみに昨年度の転用届出と比較しますと、3条許可で、件数で4件、面積で805.77㎡の減、4条届出では、件数で1件、面積で2396.59㎡の増、5条届出では、件数で5件、面積で8727.77㎡の減、18条の解約届出は昨年度、届出がありませんでした。

以上で、平成27年度の農地法関係の審議件数についての報告を終わらせていただきます。

○議長（石坂委員） はい、説明が終わりました。ご質問等ございますか。（…）

ご質問等がないようですので、次に、（4）「4月度活動報告について」及び（5）の「次回以降の開催」を続けて事務局から説明をお願いします。

○事務局（高田事務職員） はい、会長、それでは、4月の活動報告をさせていただきます。

きます。

資料ナンバー4をご覧ください。前回の農業委員会総会が3月25日に開催され、農地法3条の許可申請が1件、農地法4条の届出が3件、農地法5条の届出が6件、相続税の納税猶予に関する適格者証明が1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明が7件、その他を審議していただきました。

4月に入りまして、4月1日にはこのたびの人事異動で2名の職員が農業委員会事務局に配属になりましたので、石阪会長より辞令を交付していただきました。4月15日には、農業委員会職員研修会が主婦会館会議室で開催され、当日は事務局が出席しました。

最後になりますが、4月19日には、農業簿記講習会が市役所西庁舎2階会議室で開催され、5名の参加がありました。

以上で4月の活動報告を終了させていただきます。

続きまして、次回以降の総会開催日ですが、5月は24日火曜日、午後2時から北の第1会議室で開催させていただきます。また、6月は22日水曜日を予定しておりますので、併せてご承知おきください。

前回もお話しましたが、今年から5月1日から10月31日まで6ヶ月間は、市では、夏のクールビズを採用しますので、この期間は、ネクタイ等はずし、軽装で会議に出席をお願いします。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。ご質問等ございますか。（…）

ご質問等がないようですので、次に、(6)の「その他」ですが、委員さんから何かありますか。

委員さんからはないようなので、事務局から何かありますか。

○事務局（石川事務局長） はい、会長、農業委員会に府中市総合計画審議会の委員候補者の推薦についてという依頼がきております。この審議会委員については、これまでは、会長さんが農業委員の代表として出ていましたが、皆様方のご意見をいただきたく申しあげます。以上でございます。

○議長（石阪委員） はい、説明が終わりました。如何でしょうか。（今まで通りで、異議なしの声）

○議長（石阪委員） それでは、誠に僭越ではございますが、皆さま方のご協力をいただきながら、私が務めさせていただきます。よろしくをお願いします。

他にございますか。（…）



○事務局（高田事務職員） はい、会長、以前の総会で、委員さんにご承認をいただきました「くらやみ祭の提灯」が出来上がりまして、現在、京王線府中駅南口改札前に「府中市農業委員会委員」という表示で5月8日日曜日まで飾られていますので、時間がゆるせばご覧いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、お手元に配布させていただいております。4月27日收受印の押してあるホチキス留の全国農業会議所、全国農業新聞、連名の「熊本地震義援金」の募集についての説明をさせていただきます。

皆さんご承知のとおり4月14日から断続的に発生しております熊本県を震源とする地震により、家屋、公共施設の倒壊、また、農地や農業用施設などに多大な被害が発生しております。

現在、まだ余震が続いており、被災された農業者の方々等は、心身共に大変な状況に置かれております。

このような状況でございますので、一日も早い復興を支援するため、義援金の募集活動をする事になりました。

記載のとおり、4月19日から6月30日が実施期間で、1口1000円、1口以上の義援金募集をするとのことことです。

以前の例としまして、平成23年の東日本大震災、平成25年の台風26号による大島町の被害では、今回と同じように総会にお計りして、了承をいただき親睦会費で義援金を支出したケースがございます。

今回の件についても、農業委員さんのご意見を伺いたいと存じますので、よろしく願いいたします。

○議長（石阪委員） はい、今、事務局から説明がありましたでしょうか。

（異議なしの声）

ありがとうございました。金額はどうでしょうか。

（10万円ですかとの声が出て、一同から賛成の声）

それでは、義援金は10万円を出させていただきます。（一同拍手）

それと、今日の午前中に、北多摩の農業委員会連合会の会議がありましたので、開始時間を2時から3時にさせていただきました。申し訳ありませんでした。

これで、本日の議事はすべて終了しましたので、「第22回府中市農業委員会総会」を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

午後4時10分閉会